

日向市介護予防・日常生活支援総合事業に関する Q&A

令和7年11月28日版

1 デイサービスでの介護職員人員配置の解釈について

【問】日雇い契約の場合でも事業所との直接雇用となるため、人員基準に含めることができると思うのですが認識相違ないでしょうか。

単発の業務でも直接雇用であれば人員配置に含めることができると認識しております。

(答)

日向市の指定する通所型サービス（総合事業）においては、直接雇用の日雇い契約の介護職員は常勤換算の上で人員配置基準に含めることができます。

ただし、審査をする際は勤務表等を確認し事業所全体の人員配置の状況を総合して判断した上で対象の事業所が基準を満たしているかを判断するため、日雇い職員を配置することにより人員基準を満たすことになるかにつきましては通所型サービスを運営する各事業所様からお問合せをいただく必要があります。

また、日雇い契約の介護職員を常勤換算の上で人員配置基準に含めるためには資格要件（医療・福祉関係の資格（※）を有さない場合は、認知症介護基礎研修の受講）を満たす必要があります。

さらに、サービス提供体制強化加算等の各種加算等においては、日雇い契約の介護職員も含めて要件を満たす必要があります。

なお、宮崎県の指定する通所介護（要介護）については宮崎県にお問合せいただくようお願いいたします。

※対象の医療・福祉関係の資格は以下の通りです。

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、管理栄養士、栄養士、社会福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士等、認知症介護実践者研修修了者